

鹿沼市災害応急対策の相互協力に関する協定

鹿沼市

栃木県鹿沼警察署

社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部

鹿沼市災害応急対策の相互協力に関する協定

鹿沼市(以下「甲」という。)、栃木県鹿沼警察署(以下「乙」という。)及び社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部(以下「丙」という。)は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策活動(災害対策基本法(昭和36法律第223号)に定める「災害応急対策」の実施に関する活動をいう。以下同じ。)の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙が災害応急対策活動に当たって、丙又は丙の加盟業者から、その保有する重機、ポンプその他の資機材及び労力(以下「資機材等」という。)の提供、その他の協力を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害応急対策活動のため丙又は丙の加盟業者の協力が必要であると認める場合には、「災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書(建設業協会鹿沼支部)」(平成18年4月25日付け、以下「応急復旧対策協定」という。)第2条から第4条までの規定に準じ、丙に対して応援を要請するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動のため丙又は丙の加盟業者の協力が必要であると認める場合には、甲に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた甲は直ちに丙に対して前項の応援を要請するものとする。この場合において、緊急を要し、事前に甲に依頼するいとまがないと認めるときは、乙が、丙又は丙の加盟業者に対して直接応援を要請できるものとし、乙は、事後速やかにその事実を甲に通知しなければならない。

(資機材等の提供)

第3条 丙又は丙の加盟業者は、この協定に基づく災害応急対策活動の応援に当たって、他に優先して資機材等を提供するものとする。

(経費の負担)

第4条 この協定に基づく災害応急対策活動に当たって、丙又は丙の加盟業者が要した費用は、応急復旧対策協定第6条の規定に準じ、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき丙又は丙の加盟業者が災害応急対策活動のため派遣した者が、当該活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(平成22年法律第50号)により行うものとし、これによりがたい場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ処理する。

(遵守事項)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定を営利目的に利用しないこと。
- (2) この協定の実施に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) この協定に基づく災害応急対策活動にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了までに、甲、乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、1年間の限度に延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要により、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が各記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月4日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市

市長

佐藤

信



乙 鹿沼市上殿町1000番地5

栃木県鹿沼警察署

署長

赤坂

浩



丙 鹿沼市万町752番地6

社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部

支部長

川上 貢一

